

答申 情第48号

平成30年2月27日

相模原市長 加山俊夫 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

公文書非公開（不存在）決定処分等に関する諮問について（答申）

平成28年12月13日付けFNo. 0・4・5ほか22件により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申（その2）します。

以上

## 1 審査会の結論

本件審査請求に係る、相模原市長（以下「実施機関」という。）が行った別表1原処分欄に掲げる各決定（以下「本件処分」という。）のうち、別表2に示した部分については、公開するべきである。

## 2 審査請求の経緯

- (1)平成28年8月24日付けで、審査請求人は、相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、別表1出資法人等名・指定管理者名欄に掲げる各出資法人等（以下「各出資法人等」という。）及び各指定管理者（以下「各指定管理者」という。）が保有する「神奈川県立津久井やまゆり園で今年7月26日に起きた障害者殺りく事件に関する情報一切」について、公文書の公開請求を行った。
- (2)実施機関は、公開請求に係る公文書を、「障害者施設支援事業 福祉研修センター事業 特別研修「障害者施設等における不審者対策」の実施について（伺い）」（以下「文書1」という。）、「社会福祉法人相模原市社会福祉協議会 みんないいひと 事務局通信 Vol.44～平成28年8月発行～」（以下「文書2」という。）特定非営利活動法人竹の子作業所の「保護者及びご家族の皆様へ」（以下「文書3」という。）及び「業務日誌」（以下「文書4」という。）特定非営利活動法人湘北福祉会やまのべの「業務日誌」（以下「文書5」という。）特定非営利活動法人福祉協会しろやまの「業務日誌」（以下「文書6」という。）と特定し、文書2について別表1項番欄（以下「項番」という。）4の全部公開の決定を、また、文書1については個人の氏名を、文書3から文書6（以下「文書3ほか」という。）までは個人の氏名、住所、続柄、経歴を特定の個人を識別することができるため条例第7条第1号に該当するとして、項番3及び項番13の一部公開の決定をするとともに、その他は当該事件に係る公文書を作成及び取得しておらず存在しないとして非公開（不存在）の決定をそれぞれ別表1に掲げる処分日をもって行い、審査請求人に各決定通知書を送付した。
- (3)平成28年10月31日付けで、審査請求人は、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求を行ったので、実施機関は、別表1諮問日欄に掲げる各日付けをもって、当審査会に対し条例第17条の規定に基づき諮問を行った。

## 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- ( 1 ) 本件処分を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。
- ( 2 ) 文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を行政文書ではないか情報公開の適用除外か解釈上の不存在か物理的不存在と判断することが違法である。
- ( 3 ) 文書 1 及び文書 3 ほかの不開示部分は、条例第 7 条第 1 号その他不開示事由のいずれにも該当しないか、たとえ該当したとしても各ただし書全てに該当する。また、条例第 9 条における裁量権の範囲の逸脱またはその濫用があった。

指定管理者の役員及び職員の氏名は、条例第 7 条第 1 号ただし書アに該当する。津久井障害者地域活動支援センター施設長は公務員であり、公表慣行がある。そして、障害者施設の長の氏名は、その利用者の生命等を保護するために開示すべきである。津久井やまゆり園の職員については、神奈川県職員であるため、同号ただし書ウに該当する。

文書 1 の担当者名は、公務員の職務遂行情報に係る公務員の氏名であるから条例第 7 条第 1 号ただし書ウに該当する。

文書 3 ほかの利用者さんや卒業生やその家族等の氏名を不開示にしたことは争わない。

NHK の職員の氏名であれば、NHK が特殊法人であり公共団体であることから説明責任が高まるとともに、NHK 情報公開規程によって当該情報を開示する旨が規定されており、公表慣行がある。

- ( 4 ) 対象公文書が全く存在しないとは、到底、考えられない。たとえば、職員研修等の文書が一切特定されていない。

本件事件の重大性からして、精神保健、障害者福祉等を管轄しない部局、課室等に対しても横断的に連絡等がなされていることが考えられる。また、問い合わせや意見等が届いている可能性もあり、その回答等も作成されている可能性もある。それらの文書を特定すべきである。

- ( 5 ) 防災協会はその理念目的に照らしても、同事件に関して何らの文書も存在しないとは考えられない。

健康福祉財団は、健康福祉の業務を所管しているため、国や県や市等から文書が送付されており、対象文書があるはずである。

項番 9 の指定管理者は、男女共同参画関係の業務を所管しているため、項番 1 8 の指定管理者は、社会福祉協議会であるため、当該事件とその業務が密接な関係を有しており、項番 1 9 の指定管理者は、健康や地域コンソーシアムを業務としているため、項番 2 2 の指定管理者は、シルバー人材等の業務を所管しているものもあるため、国や県や市等から文書が送付

されており、対象文書があるはずである。

項番 14 の指定管理者は、障害者施設であるから、当該事件と密接な関係を有している。情報公開に不慣れであることが推認される。特定された文書で尽くされているとは考えにくい。

項番 16 の指定管理者は、医療や福祉の業務を所管しているため、国や県や市等から文書が送付されており、対象文書があるはずである。神奈川県から開示を受けた文書では、本件指定管理者が相模原市の指定管理業務に係り当該事件について会合等に参加したことが明記されている。津久井やまゆり園から移動してきた方々が存在するのであるから、その旨に関連する文書が存在するはずである。

項番 17 の指定管理者は、リゾートサービス等を行っているとのことであるから、治安対策、防犯等をしているため、何らかの文書があるはずである。

項番 20 の指定管理者は、医療や福祉の業務を所管しているため、国や県や市等から文書が送付されており、対象文書があるはずである。

項番 25 の指定管理者は、駐車場の業務を所管しているものもあるため、不審者等への対策などで当該事件に触れているものがある可能性があるから、対象文書があるはずである。

#### 4 実施機関による説明の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 対象となっている公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書について、文書 1 から文書 6 までと特定した。

なお、各出資法人等及び各指定管理者では、これら以外に本件請求に係る公文書を作成及び取得しておらず存在しないため、これら以外について非公開（不存在）の決定を行ったものであり、本件審査請求を受け、改めて存在しないことを確認した。

##### (2) 非公開とした部分及びその理由

本件対象文書のうち、非公開とした部分及びその理由は、次のとおりである。

文書 1 については個人の氏名を、また、文書 3 ほかについては個人の氏名、住所、続柄及び経歴を非公開とし、その理由は、個人の氏名等は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることとなるためである。

## 5 審査会の判断

### (1) 出資法人等の情報公開について

出資法人等に関する情報公開については、実施機関は、出資法人等が保有する文書であって、実施機関が保有していないものについてその閲覧又は写しの交付の請求があったときは、出資法人等に対して当該文書の提出を求める（条例第30条第3項）とともに、提出された文書は、条例第2条第2項に規定する公文書とみなし条例を適用する（条例第30条第5項）こととされている。

なお、同条第3項に規定する出資法人等は、当該出資法人等の設立にあたり、市が2分の1以上を出資している法人とされており（同条第4項、相模原市情報公開条例施行規則（平成13年相模原市規則第18号）第19条第2項）、社会福祉法人相模原市社会福祉事業団（以下「社会福祉事業団」という。）が本件請求を受けた出資法人等では該当する。

実施機関は、本件請求を受け、社会福祉事業団に対し本件対象文書の提出を求めるとともに、その他の出資法人等に対しては任意の提出を依頼したものである。

### (2) 指定管理者の情報公開について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定により設置された公の施設（以下「公の施設」という。）の指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に関する情報公開については、実施機関は、指定管理者が公の施設の管理を行うに当たり取り扱う情報に関する文書であって、実施機関が保有していないものについてその閲覧又は写しの交付の請求があったときは、指定管理者に対して当該文書の提出を求める（条例第30条の2第3項）とともに、提出された文書は、条例第2条第2項に規定する公文書とみなし条例を適用する（条例第30条の2第4項）こととされている。

実施機関は、本件請求を受け、各指定管理者に対し本件対象文書の提出を求めたものである。

### (3) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、神奈川県立津久井やまゆり園で平成28年7月26日に起きた入所者殺傷事件に関する公文書であって、各出資法人等及び各指定管理者が保有するものである。

実施機関は、本件対象文書のうち非公開とした部分について、条例第7条第1号に該当する旨主張していることから、審査請求人が争っていない施設利用者、卒業生及びその家族等の氏名を除き、同号該当性について検討する。

なお、当審査会は、同一人からの同内容の請求であることから、本件処分について併合して審理を行った。

(4) 条例第7条第1号該当性について

ア 条例第7条第1号本文該当性について

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とするものである。

当審査会において、本件対象公文書を見分したところ、個人の氏名、住所、続柄及び経歴については、特定の個人を識別することができる情報であることから、同号本文に該当する。

イ 条例第7条第1号ただし書ア該当性について

条例第7条第1号ただし書アは、「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」について、同号本文に該当する場合であっても、例外的に公開しなければならないとするものである。

審査請求人は、指定管理者の役員及び職員について、同号ただし書アに該当する旨主張している。

社会福祉法人相模原市社会福祉事業団情報公開規程（平成13年制定）第7条では、個人情報原則非公開としているところであるが、「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該役員及び公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、例外的に公開することとされている。

これを踏まえると、文書1の決裁文書の決裁欄及び添付文書における担当欄については、当該指定管理者の役員及び職員の職務遂行情報と認められることから、慣行として公にされていると認められ、条例第7条第1号ただし書アに該当する。

その他の同号本文に該当する部分については、いずれも法令若しくは条例の規定又は公表慣行があるとは言えず、同号ただし書アに該当する情報とは認められない。

ウ 条例第7条第1号ただし書イ該当性について

条例第7条第1号ただし書イは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」について、

同号本文に該当する場合であっても、例外的に公開しなければならないとするものである。

同号本文に該当する部分については、いずれも同号ただし書イに該当する情報とは認められない。

#### エ 条例第7条第1号ただし書ウ該当性について

条例第7条第1号ただし書ウは、「公務員等（中略）の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、同号本文に該当する場合であっても、例外的に公開しなければならないとするものである。

「公務員の職務の遂行に関する情報」とは、公務員が行政機関又はその補助機関として、その担任する職務を遂行する場合におけるその情報をいうものである。

文書1の決裁文書中要旨欄の下から2行目について、当審査会が当審査会事務局職員をして確認させたところ、当該個人は公務員であり、その内容は職務遂行に係るものであると認められた。したがって、同号ただし書ウに該当する。

#### (5) 特定の妥当性について

実施機関は、本件対象公文書について、文書1から文書6まで以外は、各出資法人等及び各指定管理者から作成及び取得していないため存在しないとの回答を得たことから、本件処分に至ったものである。

審査請求人は、各出資法人等及び各指定管理者と当該事件との関わりが強い旨の主張をしているものの、その根拠は明らかではなく、また、実施機関が本件審査請求を受け改めて確認したとする説明を踏まえると、文書1から文書6まで以外に本件対象公文書を作成及び取得していないとの説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

#### (6) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

#### (7) 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が行った本件処分のうち、別表2に示した部分については、公開するべきであると判断する。

## 6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年12月13日 ~ 平成29年 1月10日	実施機関からの諮問
平成29年 7月 7日	審議
7月21日	審議
9月 1日	審議
10月 6日	審議
平成30年 2月 9日	審議

第3部会委員 金井 利之  
上代 庸平  
眞木 康州

別表 1

項番 1 ~ 項番 5 は出資法人等、項番 6 ~ 項番 2 5 は指定管理者である。

項番 3 は、項番 1 3 及び項番 1 4 と合わせて 1 件の諮問である。

項番	原処分		所管課	出資法人等名・指定管理者名	諮問日
	(上段) 処分日 (下段) 指令番号	決定			
1	平成 28 年 9 月 6 日 (消・予)第 4 号	非公開	予防課	(公社)相模原市防災協会	平成 28 年 12 月 15 日
2	平成 28 年 9 月 1 日 (雇政)第 31 号	非公開	雇用政策課	(公財)相模原市勤労者福祉サービスセンター	平成 28 年 12 月 16 日
3	平成 28 年 9 月 7 日 (障政)第 212 号	一部公開	障害政策課	(社福)相模原市社会福祉事業団	平成 28 年 12 月 20 日
4	平成 28 年 9 月 7 日 (地福)第 28 号	全部公開	地域福祉課	(社福)相模原市社会福祉協議会	平成 28 年 12 月 21 日
5	平成 28 年 8 月 30 日 (地医)第 72 号	非公開	地域医療課	(公財)相模原市健康福祉財団	平成 28 年 12 月 26 日
6	平成 28 年 8 月 30 日 (水み)第 56 号	非公開	水みどり環境課	株式会社江ノ島マリンコーポレーション	平成 28 年 12 月 13 日
7	平成 28 年 8 月 29 日 (産政)第 2761 号	非公開	産業政策課	(公財)相模原市産業振興財団	平成 28 年 12 月 15 日
8	平成 28 年 8 月 30 日 (文化)第 135 号	非公開	文化振興課	(公財)相模原市民文化財団 ギオン・アクティオ・ウィッツグループ	平成 28 年 12 月 16 日
9	平成 28 年 9 月 1 日 (人参)第 6 号	非公開	人権・男女共同参画課	特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら	平成 28 年 12 月 16 日
10	平成 28 年 9 月 1 日 (雇政)第 32 号	非公開	雇用政策課	サン・エールさがみはら管理運営グループ	平成 28 年 12 月 16 日
11	平成 28 年 9 月 1 日 (公園)第 486 号	非公開	公園課	横山公園グループ運営共同企業体 淵野辺公園グループ運営共同企業体 日比谷アメニス・葬祭事業振興会共同事業体 (公財)相模原市まち・みどり公社 (公財)ハーモニセンター	平成 28 年 12 月 20 日
12	平成 28 年 9 月 5 日 (津久ま)第 54 号	非公開	津久井まちづくりセンター	(一社)青根振興協議会	平成 28 年 12 月 20 日

13	平成28年9月7日 (障政)第210号	一部公開	障害政策課	特定非営利活動法人竹の子作業所	平成28年12月20日
				特定非営利活動法人湘北福祉会やまのべ	
				特定非営利活動法人福祉協会しろやま	
14	平成28年9月7日 (障政)第211号	非公開	障害政策課	(社福)相模原市社会福祉事業団	平成28年12月21日
				(社福)県央福祉会	
				特定非営利活動法人エヌピーオーかむ	
15	平成28年8月31日 (環政)第215号	非公開	環境政策課	環境活動ネットワーク会議	平成28年12月21日
16	平成28年9月6日 (高政)第162号	非公開	高齢政策課	(社福)智泉会	平成28年12月21日
				(社福)上溝緑寿会	
				(社福)たけのうち福祉会	
				(公財)相模原市まち・みどり公社	
17	平成28年9月7日 (観光)第18号	非公開	商業観光課	(公財)相模原市まち・みどり公社	平成28年12月21日
				信州リゾートサービス株式会社	
				西洋フード・コンパスグループ株式会社	
18	平成28年9月7日 (地福)第27号	非公開	地域福祉課	(社福)相模原市社会福祉協議会	平成28年12月21日
19	平成28年9月7日 (市協)第43号	非公開	市民協働推進課	市民健康文化センター運営共同企業体	平成28年12月22日
				北市民健康文化センター運営共同企業体	
				(公社)相模原・町田大学地域コンソーシアム	
20	平成28年8月30日 (地医)第73号	非公開	地域医療課	日本赤十字社	平成28年12月26日
21	平成28年9月1日 (津環)第28-47号	非公開	津久井地域環境課	津久井グループ運営共同企業体	平成28年12月26日
22	平成28年9月2日 (津経)第83号	非公開	津久井地域経済課	有限会社鳥居原	平成28年12月26日
				(一社)青根振興協議会	
				(公社)相模原市シルバー人材センター	
				牧野地域振興協議会グループ	
23	平成28年9月2日 (区支課)第16号	非公開	区政支援課	相模トライアム・五輪・宮本工業所企業体	平成28年12月28日
24	平成28年9月7日 (湖福)第2号	非公開	相模湖保健福祉課	共同企業体ウィッツ・ギオン	平成28年12月28日
25	平成28年8月31日 (都整)第6-9号	非公開	都市整備課	緑区市営駐車場運営共同企業体	平成29年1月10日
				中央区市営駐車場運営共同企業体	
				南区市営駐車場運営共同企業体	

## 別表 2

	対象公文書	公開すべき部分
1	障害者施設支援事業 福祉研修センター事業 特別研修「障害者施設等における不審者対策」の 実施について（伺い）	・ 決裁文書中決裁欄及び要旨欄下から 2 行目 ・ 添付資料における担当欄